

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成30年度第3回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	平成31年 1月23日(水曜日) 午後1時30分～午後2時50分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	<p>審議会委員</p> <p>馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 青木 節子 阿部 達哉 谷崎 美智子 野辺 明子</p> <p>事務局職員</p> <p>行政透明推進課長 天野 明紀 行政透明推進課課長補佐 川瀬 智幸 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香</p>
5 欠席者名	桑原 菜津子 田中 孝之
6 議題及び公開又は非公開の別	<p>(議題)</p> <p>【議案】</p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務)</p> <p>(2) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 私立幼稚園等預かり保育促進事業)</p> <p>(3) 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について (事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)</p> <p>【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開</p>

7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：平成30年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：平成31年 1月23日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時50分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 青木 節子
阿部 達哉 田中 孝之（欠席）
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第4号 電子計算機の結合について
(事務の名称 市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務)
- (2) 議案第5号 要配慮個人情報の収集について
(事務の名称 私立幼稚園等預かり保育促進事業)
- (3) 議案第6号 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について
(事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長	森山 成久（欠席）
総務局総務部行政透明推進課長	天野 明紀
総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長	川瀬 智幸
総務局総務部行政透明推進課主任	豊田 康平
総務局総務部行政透明推進課主事	加藤 友香

1 開 会

事務局 本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから平成30年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

委員の出席状況ですが、本日は、桑原委員と田中委員から欠席の連絡をいただいておりますので、本日の定足数は定員10名のところ8名の出席となります。よって、会議は成立しております。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんので、よろしく願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。続きまして、「情報公開制度の適正な運用について（通知）」でございます。次に、「平成31年度審議会日程の案」でございます。議案審議終了後、平成31年度の審議会日程の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第4号「電子計算機の結合について」、議案第5号「要配慮個人情報の収集について」、議案第6号「個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について」、報告事項の「個人情報取扱事務の報告について」がございます。

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議案は3件となります。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしく願いいたします。

2 議 題

議案第4号 電子計算機の結合について（事務の名称 市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務）

議長 それでは、何件か議題もございますので、早速、議案第4号ということになりますが、電子計算機の結合についてということで、審議を行いたいと思います。

では、実施機関に入っていただいて、説明をいただくということでよろしいですね。

〔実施機関（高校教育課）入室〕

議長 ご苦労さまでした。どうぞお座りください。

 では、議案についてのご説明をいただくということでございますけれども、ご所属とお名前をおっしゃっていただけますでしょうか。

実施機関 高校教育課課長の吉野と申します。よろしく願いいたします。

 高校教育課主査の川田と申します。よろしく願いいたします。

 高校教育課主任指導主事の酒井と申します。よろしく願いいたします。

議長 よろしく願いいたします。

 それでは、この件につきまして、まずご説明をいただくということでよろしく願いいたします。

実施機関 それでは、よろしく願いいたします。

 本件は、市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務において、個人情報を含む生徒の学習記録データの保存と校外での使用のため、外部のクラウドサービスの利用に伴う電子計算機の結合について、個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を頂戴するものでございます。

 資料の表紙の部分に大まかなことが書いてありますが、その中で表の4番目に結合先というところがありますが、セキュリティ上の問題から、ここは具体的な会社名をお示ししておりませんが、使用するソフトにつきましては、ベネッセの関連会社の株式会社 C l a s s i のソフトでございます。少し補足をさせていただきました。

 それでは初めに、事務を行う背景と本市の取組についてご説明申し上げたいと存じます。資料の1ページをごらんください。

 タイトルにありますように、繰り返しになりますが、学習記録データ（eポートフォリオ）の電子計算機の結合についてということになります。

 まず、1番の背景ということですが、事務を行う背景につきましては、そちらにお示しましたように、2020年度に行われる大学入試・教育改革では、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するべく、従来の筆記試験に加えまして、本人が記録する学習記録データを積極的に評価するなど、多面的・総合的な能力や適性を評価する試験へと大きく転換が図られる予定になっております。これは、新聞等で報道されておりますが、学習記録データのことをeポートフォリオというような名称で呼ばれているものであります。これは、各高校がそれに向けて準備を今進めているところでございます。この学習記録データ（eポートフォリオ）ですが、文部科学省からも各学校のeポートフォリオの導入を推奨しているところでございます。さいたま市といたしましても、将来の新たな大学入試に備えまして、生徒に不利益がないように、各学校のeポートフォリオの導入を必要としているところでございます。

次に、1 ページの下の2、本市の取組についてご説明申し上げます。さいたま市といまして、大学入試で必要となる e ポートフォリオの蓄積だけにとどまらず生徒が日々の学校生活の中で得た学びや気づきを生徒用タブレット端末で記録しながら、主体的に学ぶ力を育成いたしまして、学習する環境を生徒に提供していくことを目指しているところがございます。そのため、e ポートフォリオに対応したクラウドサービスを利用する授業支援ソフトを導入する必要があると判断しているところがございます。この授業支援ソフトを利用することで、校外においても生徒みずからの学習活動を振り返って復習をすることができますとともに、これまでの学習状況を把握することで、生徒がみずからの課題と自分の将来の学びの伸びしろを確認することができる環境を生徒に提供することが可能となります。

これまでの学習状況を見つめ直すことで気づきが生まれまして、学ぶ意欲が促進され、それを繰り返すことで生徒の学びが定着していくというように考えております。また、学習状況を保護者とともに共有することで、生徒の能動的な学習の振り返りを保護者の立場からもサポートすることができるというように考えております。

次に、2 ページをごらんください。3、外部接続の必要性についてご説明申し上げます。学校では教師、生徒に配布する教職員用タブレット型パソコン、また生徒用タブレット型パソコンを用意し、事業支援ソフトをその中に導入してまいります。このソフトは、クラウドサービスを利用することで生徒の学習した授業内容と宿題、課題の評価をデータとして蓄積し、学校外からもデータの閲覧を可能にすることで、保護者と生徒出学習状況を情報共有することが可能となります。先ほども申し上げましたが、平成31年4月の時点では、授業支援ソフトの一つである「C l a s s i」を使用することを考えています。

次に、同じページの4、取り扱う個人情報について、図をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。図の左側に記載いたしました項目がこれまでの業務で行ってきた指導要録で行う個人情報でございます。これに、新たに追加となった e ポートフォリオとして取り扱う個人情報を蓄積することになります。新たに取り扱う個人情報は、そこにお示ししましたように、学校外の活動・学習記録、宿題、課題の提出した回数内容及び評価、小テスト、模擬テストの回答内容及び評価・成績ということになります。

次に、3 ページをごらんください。5、外部接続状況について、同じように図でご説明申し上げたいと思います。図の左側に記しました学校内の教職員用タブレット型パソコン、生徒用タブレット型パソコンで構成される校内ネットワークの右側に外部接続とありますが、右側に記したクラウドサービスの外部接続を行います。図の右側に記したとおり、学校外からのクラウドサービスへの接続ができる接続状況になることになりま

す。

続きまして、同じページの6、セキュリティについてご説明いたします。(1)のクラウドのセキュリティということですが、クラウドサービスのセキュリティとして、クラウド上にあるデータベースでの保存は、暗号化して保存しております。クラウド上に上がるデータに関しましては、アンチウイルスでチェックいたします。また、ウイルスが検知された場合は、自動削除し感染を防ぎます。各基準ガイドラインに沿ったクラウドサービスを利用いたします。主な国際基準といたしまして、ISO27001、これはセキュリティ管理者による統制、ISO27017、クラウド固有の統制、ISO27018、個人データの保護を初めとする多数のセキュリティ規格に準拠したクラウドサービスを利用いたします。また、セキュリティ品質マネジメント資格といたしましては、各種基準、ガイドラインに準拠している日本国内のサーバーを利用いたします。

4ページに移ります。クラウドサービスの利用に必要なID・パスワードでございますが、教員用は所属校とひもづく個人ID・パスワードの認証を行っており、他校・他者からのアクセスを行うことは絶対にできません。さらに、個人情報を扱う機能を使用するには、本人確認のためのパスワードを入力するようになっております。また、その次の項目になりますが、回線につきましては、通信はSSLと呼ばれる方式で暗号化とデータの保護を行います。SSLは、インターネットバンキングやインターネットショッピングの際のクレジットカード情報転送にも現在利用されている技術となっております。

次に、クラウドサービスが利用するデータ設備の関係でございますが、4ページの(2)、データセンター設備ですが、施設及び設備面での安全性、セキュリティ対策については、4ページから6ページまで記載をさせていただいております。

4ページの下の部分につきましては、天災等の被害を受けない建物の立地条件、5ページは、建築構造、建物、防火設備等々でございます。

また、電力、電源設備につきましても、各種の監視機能や安定した電源供給のための複数の受電経路及び無停電電源装置を備えております。

続きまして6ページは、サーバーームの空調設備ということで、適切な温湿度調整が可能なものというように定めてございます。その下の(3)、このデータセンターの稼働実績でございますけれども、現在公立校、私立を合わせまして、採用校数が2,100校、80万人以上で利用されているデータセンターでございます。全ての学校で情報管理・利用における問題は発生しておりません。

続けて、補足的な事柄になりますが、7ページと8ページをごらんください。これは、

先ほど申しあげました授業支援ソフト「C l a s s i」の操作画面になります。

また、9ページから10ページにつきましては、ただいまご説明に使用した言葉の用語解説を載せてございます。クラウドサービスや、ISOの基準や準拠などを載せております。

続きまして、11ページは現在の個人情報取扱台帳、12ページにつきましては、個人情報取扱事務変更届出書となっております、変更箇所を網かけでお示ししております。

説明は以上でございますが、個人情報の保護について十分な対応を図ってまいりたいと考えております。また、生徒のeポートフォリオというものを活用することで、学びの環境を少しでもよくしてまいりたいと考えております。また、大学入試に対応したシステムということを考えております。ぜひ学習記録データの電子計算機の結合について、ご承認いただけますよう重ねてお願い申し上げたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。

 何かご質問等はございますか。

内田委員 データの保存年限なのですが、指導要録と関係あるということで、学籍だと20年、指導だと5年とありますが、2ページを拝見すると、学籍とeポートフォリオが合体されているので、学籍に関する事項ということで、20年間データが保存されるということなのでしょうか。

実施機関 法令で定められた生徒指導要録というのは、今おっしゃっていただいたように保存年数が決まっておりますが、このeポートフォリオがそのまま生徒指導要録に載せられるわけではありませんので、載せた部分については当然、保存年限の対象になりますけれども、eポートフォリオについては、大学入試に使っている調査書に転記した部分については、所定の保存年限になると存じます。

内田委員 では、今のところは何年間保存するかというのは決まっていないのですか。

実施機関 そうです。文科省のほうでもその辺の指針というのが出ておりません。

内田委員 そうすると、今、その年限は未定のままで提案されているのですか。

実施機関 そうなります。

内田委員 わかりました。

野辺委員 その今のことなのですが、大学入試に合格したにしろ、不合格になったにしろ、入試が終わったら、そのデータは抹消されるということではないのですね。

実施機関 基本的には不必要となったデータについては抹消する方向になりますけれども、そこから作成したデータで、調査書に転記する部分が生じます。

野辺委員 ありますね。

実施機関 調査書については、当然、作ったものが、その子が現役で受かるとは限らないことがありますから、その必要がなくなるまではとっておりますし、所定のルールで調査書自体はきちんと残すことになります。学習指導要録も残すことになります。eポートフォリオのデータで、ここに載せた必要な部分は必ず残ることになり、公的書類となります。eポートフォリオだけについては、データとしては公的な書類ではないという扱いです。それを利用すると、要するに生徒が自分のこういう活動しましたよという記録を積み上げて、それを参考に担任の先生が調査書を作るということです。場合によってはeポートフォリオに蓄積したものを使って、生徒自身が直接大学に申請もできる、自己推薦のようなこともできるのですが、これがまだ大学入試の制度が整っていません。ただ、もう既に今入学している子どもたちがその対象になるので、多くの高等学校がいろんな模索をしながら、よりよい方向を探している状況であります。

議長 他にご質問はありますか。

 結合先の記載が無いというのは、今まではほとんどないのですよ。

 結合先はどういう会社なのですか。

実施機関 セキュリティ上の問題から、具体的な会社名をお示しすることはできません。

議長 株式会社かどうかは分かるでしょう。

実施機関 はい。

議長 資本金はどのくらいなのですか。

実施機関 そこまでの資料はございませんが。

議長 調べていないのですか。名前はいいですが、そのくらいのことはきちんとしておかないといけないと思いますが。従業員はどのくらいいますか。

実施機関 すみません。調べて後で申し述べます。

議長 ですが、どのくらい安全かというのは、ここで見なければいけないでしょう。そのあたりはどうなのですか。

 これは、随意契約ですが、それとも入札をしたのですか。

実施機関 入札で行いました。

議長 入札は何社ぐらいあったのですか。

実施機関 3社ありました。今回契約したところの大もとになっている会社は株式会社日本教育情報機器でして、ソフトは今回C l a s s i というところのソフトウェアを使わせてもらうのですが、ただそのC l a s s i のデータ保存先であるその会社名は伏せられてしまっているのですが。

議長 そこはもう見に行ったりして大丈夫なのですか。実際、どういうところに保存されて

いるかですとか、会社の現場などは確認をしているのですか。

実施機関 確認をすることはできます。

議長 確認ができるということは、確認をしていないということですか。

実施機関 確認はしていません。

議長 そういうことは確認をする必要があるのではないですか。

実施機関 はい。

議長 それで安全だとか規格がこうなっているとわれましても、職員の皆さんの言うことは信用しますが、現場に実際に行き、間違いなくやっているということを確認しなくてもいいことなのですか。

実施機関 確認すべきだったと思います。申し訳ありません。

議長 それから、何かウェブを使ってテストをやるとなっていますが、そのウェブを使ってやるテストというのは民間のテストなのですか。

実施機関 民間のテストもできますし、C l a s s i自身で作っているテストもあれば、例えば予備校で出すデータをいただいて、それを出すということもできるようになっています。

議長 それを誰が使ったかという情報は、今言った予備校なり、そういうところにも流れるのですか。

実施機関 予備校と直接つながるということではなくて、問題を予備校からもらって載せるというだけになります。

議長 予備校には情報は行かないということですね。

実施機関 行かないです。あくまで問題をいただいて、それを活用させていただくという形です。もちろん、予備校であれば、その分のお金を払わなければいけないということにはなります。

議長 そのほか何かございますか。

野辺委員 以前、市立校の4校の生徒に関する成績だとかいろいろもろもろのデータが1カ所に集められるという審議をここでしたときに質問したのですけれども、学習指導要録、そのほかいろいろな担任の教師がその生徒について書いたコメントも全て1カ所にデータとして集められることになる、そういう説明を当事者である生徒及びその保護者にしたのですか、するのですかとお尋ねしたら、当事者への説明は一切ないということで私はびっくりしたのです。私が生徒の親だったら、親も知らない、当人も知らないところで、全ての学校生活の中のかかなり具体的なデータが1カ所に集められることに、何か警戒心ではないけれども、説明もないということに不快感を覚えると思うのです。今回のこれは、生徒自身もタブレットで自分の学習内容を記録したりするわけですから、これ

は学校それぞれでやり方は違うにしても、生徒に対して今度からこういう学校入試の利便性も考えて、こういうことになるという説明は全校生徒にはするのですか、それは学校の責任ですのですか。

実施機関 学校の責任でもいたしますし、教育委員会としてもそういうことについて、このようなことを必ず生徒、保護者に伝えるように指示も出します。

野辺委員 それは文書か手紙かなのですか。

実施機関 そうです。説明をいたしませんと、誤解を招きますので、当然説明いたします。あと了解も得ます。

野辺委員 そうですね。

議長 了解まで得られますか。大丈夫ですか。

そうすると、了解しない人は外してしまうことになりますよ。

実施機関 そうなってしまうですね。

議長 それでもいいのですか。

実施機関 了解は得られるものだと思って、今お話ししてしまいました。

野辺委員 ただ、警戒心を持つ人たちだって、少なからずいると思います。

実施機関 そうですね。そうすると、その子はeポートフォリオというものが自分で独自に作成せざるを得なくなってしまうという不便性が生じてしまう可能性があります。

議長 ですから、承諾をとれとまでは言いませんが、このようになりますよというような情報提供、説明責任はしていただくという意味でよろしいですよ、今のお話は。

野辺委員 はい。

実施機関 すみません。ありがとうございます。

議長 そのほかに何かありますか。

藤巻委員 結合先が株式会社C l a s s i という会社ということなのですが、ベネッセの関連会社ということですがけれども、ベネッセというのは以前、大量の個人情報の漏えいがありましたよね。

実施機関 はい。

藤巻委員 この辺はセキュリティというか、今回は大丈夫なのでしょうか。

実施機関 今までの実績で恐縮なのですが、今回のC l a s s i のソフトというのは、多くの学校に今のところ取り入れている中で、そういった漏えいなどは今まで発生していないという実績がありますので、もちろんベネッセはそういう事件があったところもあるので、その反省点を踏まえて、今はセキュリティの高いものを行っております。

議長 あれは、ベネッセが自分で得た情報をよそに回したのですよね。今回はベネッセに情報を提供するわけではないのでしょうか。

実施機関 そうではないです。

議長 ほかにご意見よろしいですか。

岩崎委員 これは、文部科学省がこの導入を奨励しているということなのですが、そうすると導入を奨励しているから、していない自治体もあるということですか。

実施機関 そうです。準備段階でまだこれから予算とってというところもありますので、先ほどの説明でもあるのですが、例えば生徒がC l a s s iのようなソフトを使わないで自分でやるというような方法で独自に申請していくというので、対応はできなくはないと思うのですが、ソフトを使わないと生徒の負担も大きいので、時期に多少のずれがあるにしても、各自治体はこれに向けて何らかの動きはやっている形になっていると思います。

議長 これは、国から補助金などは出ないのですか。

実施機関 今のところはないですね。

議長 だから、できないところも出てきますよね。

実施機関 おっしゃるとおりです。

そうすると、生徒が自分で作って、大学に申請しなければいけないという負担が大きくなってしまいます。

議長 そのほかに何かご意見あれば。

ご意見、ご質問はよろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長 そうしますと、これは第8条の2号の規定で、実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上、特に必要があると認める場合ということになっているので、今の制度のことなので、もちろん結合先をきちんとしてほしいということはあるのですが、公益上、特に必要があると認めて、これについて結合を認めてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにさせていただきます。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（高校教育課）退室〕

議案第5号 要配慮個人情報の収集について（事務の名称 私立幼稚園等預かり保育促進事業）

議長 では続きまして、議案第5号でございますが、これは幼児政策課でよろしいですか。

〔実施機関（幼児政策課）入室〕

議長 ご苦労さまです。どうぞお座りください。

ご所属とお名前をおっしゃってください。

実施機関

幼児政策課課長の大砂と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、幼児政策課幼児政策係長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、幼児政策課幼児政策係主事の小山と申します。よろしくお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

議案第5号の個人情報収集に関する意見照会の件ということです。

それでは、状況を説明してください。

実施機関

それでは、個人情報収集に関する意見照会書につきましてご説明させていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

今回、議題とさせていただきます。私立幼稚園等預かり保育促進事業は、私立幼稚園及び認定こども園におきまして、正規の教育時間の前後に実施する預かり保育を促進することで、多様な保育ニーズに対応した子育て支援を行うことを目的としております。

現在、当課では、幼稚園及び認定こども園に対しまして、預かり保育事業に係る事業経費に対して補助金を交付することで、各園における預かり保育の充実を行っております。これに加え、今年度より新たに市独自の制度といたしまして、市の定める一定の基準を満たした預かり保育を実施する幼稚園を「子育て支援型幼稚園」とする認定制度を創設いたしまして、来年度から開始する補助金の交付に当たり、要配慮個人情報を収集する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、お手元の資料をもとに事業内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、要配慮個人情報を収集する目的について説明させていただきます。平成31年度から子育て支援型幼稚園に通い、長時間の預かり保育を利用する保育を必要とする園児について、費用面においても保育所並みの負担となるよう預かり保育の利用者負担軽減補助を開始する予定です。これに当たりまして、補助要件を満たす、保育を必要とする園児であるかを確認するため、要配慮個人情報を含む利用希望者の個人情報を収集するものです。

続きまして、対象となる保育を必要とする園児についてですが、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に定める保育所入所要件と同等の要件を満たす園児とすることで、子育て支援型幼稚園認定制度の要綱の中にも示しております。

主な保育を必要とする事由としましては、ごらんの1、就労から9、虐待・DVまでございますが、このうち4、疾病、5、障害、6、介護・看護、9、虐待・DVにつきましては、要配慮個人情報となっております。保育所等の利用者との公平性の観点からもこれらの事由により保育を必要とする方につきましても、就労等のほかの要件で利用

を希望される方と同様に、預かり保育の利用者負担軽減の対象とする必要があると考えております。

なお、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化におきまして、同様の要件を満たす方について、預かり保育利用料を無償化の対象とする方針が示されているところでございます。

次に、個人情報の収集方法についてですが、利用希望者は保育の必要性を必要とする書類を子育て支援型幼稚園に提出し、各幼稚園において保育を必要とする園児であるかの確認を行います。市は、来年度予算の成立後、補助要綱を作成し、4月から開始する補助金の交付に当たりまして、幼稚園から保育の必要性を確認する書類の提出を受けて、利用者が要件を満たしているかの確認を行う予定です。

法律等に収集の根拠がない要配慮個人情報の収集に該当するものとなりますので、取り扱いにつきましてご審議をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 情報公開制度・個人情報保護制度の手引の123ページを見ていただきますと、第2号関係という頭出しがありまして、ここに要配慮個人情報とはということで並んでおります。132ページには、実施機関は要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の場合はいいですよということで、ここで法令又は条例に定めがあるときと、この審議会での意見を聞いて、公益上必要があると認めるときという要件があるので、意見照会されているということですね。

実施機関 はい。

議長 ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

これは誰の情報ですか。子どもの情報ですか。

実施機関 親の情報です。

親の状況を確認するためにいただく書類ということで、ご両親のいずれかが障害を持っているというような情報について収集します。

藤巻委員 この4番の疾病とか5の障害というのも、親に疾病があつたり障害があるということですね。

実施機関 そうです。

藤巻委員 子ども本人ではなくて。

実施機関 親に何らかの要件があつて、子どもが保育に欠けるという言い方をするのですが、保育の必要があるという形で認定するための情報を収集するという形です。

議長 収集先で本人と書いていますが、これは子ども本人という意味でしょうか。

実施機関 保護者の情報ということで収集をさせていただいています。

議長 保護者の情報ということですね。

実施機関 はい。

添付書類の中に申込書という書類を入れさせていただいておりますけれども、こちらは幼稚園に通っているお子さんの同居している保護者の方から申し込みをしていただくということになりますので、原則としては保護者から情報をいただくという流れになります。

議長 子どもの情報も要るのでしょうか。病気があるとか、障害があるかどうかというのは要るのでしょうか。

実施機関 お子さんが障害を持っているかどうかというのは、あまりこの制度では重要ではなくて、お子さんを保育する方、いわゆる保護者の方が何らかの理由で、自宅で保育をすることができないと認められる場合に対象にするという考え方をとっておりますので、お子さんが障害をお持ちかどうかというところは、特段求めてはございません。

議長 そうすると、入園希望者の情報ということですか。

実施機関 入園希望者もしくは在園をしていて、新たにそういう保育を必要とする状況になった場合、例えば同居のご家族で看護が必要になったというような場合に出していただく形になります。

議長 事務局、こういう場合は本人ということでもいいのですか。

事務局 今おっしゃられているのは、1枚目の意見照会書の収集先というところが本人及び民間・私人から収集と書いてあるところなのですが、ここで下の欄で見ていただくと、対象者の範囲の中で、あくまで本人から収集するという根拠は何かというと、子育て支援型幼稚園の子育て支援枠利用希望者となっておりますので、この利用希望者は、利用の申請書を書かれる保護者という理解をしていますので、その利用希望者本人ということから、本人から直接申請書で収集しているということになるかと思えます。

野辺委員 それでは、今ここで審議する上では、子ども本人が例えば障害児であるとか、発達障害を持っているとか、医療的ケアが必要な、在園時間内に食べることができないから管で注入をする必要があるとか、何か吸引が必要だとか、そういうかなり重度の障害や医療的ケアが必要な子どもであるかどうか全く関係なく、調査をするということですね。それは、そういう重度の障害を持った子どもが保育対象ではないと、ここで拒絶されるということは一切関係ないということなのですね。

実施機関 はい。

岩崎委員 今までもその保育園に預かってもらうためのいろいろ選択はあったと思うのですが、これはただ長時間になるからというだけのことなのですか。

実施機関 働きながら幼稚園に通い、幼児教育を受けられる、受けたいというような方の希望に

応えるために、さいたま市内は、全て私立幼稚園でございまして、その園によって開いている時間、預かり保育をやっている時間、年間の回数といったものが異なるといったような状況がありまして、なかなか働きながら幼稚園に預けられるような状況で預かり保育を実施してくださっている園があまり多くないということを踏まえまして、市で要件、例えば1日8時間以上預かり保育をして、年間230日以上開いてくださいとか、そういう状況の園を増やすことにより、通常で働いているような方でも幼稚園をご利用しながら預かり保育で過ごすことができるというような環境整備をするために、企画して実施しているものなのです。その際に、その保護者の状況を確認するというので、子どもを長時間預かる理由として、保護者が、仕事が原因で子どもを長時間預けなければいけないとか、保護者の病気などが原因で長時間預けなければいけないなどの要件を確認するために、利用申込書に保護者が必要事項を記入していただいて提出いただくという形になります。

岩崎委員 幼稚園で保育所並みの長時間保育ができるということですね。

実施機関 はい。

議長 収集情報の内容で、「犯罪等に関する」の「等」はどこにかかる「等」なのですか。「診断結果等」、「犯罪等」、この「等」というのはどういうことなのですか。一応特定しなければいけないでしょう。これがどんどん膨らんでいくようでは困るのですが。

実施機関 今回のご審議いただくところにつきましては、「等」は含まれていなく、ここに書いてしまった要因としましては、5ページの申込書の保育を必要とする事由で1から10番までであると思うのですけれども、今回ご審議いただきたいところは、4、5、6、9番なのですが、こちら対象者という項目でご説明させていただくときに、1から10番までであるところの10番を「等」でまとめてしまったということで、「等」と書いている状況でございますので、3の必要性のところでは書かせていただいております。4、5、6、9番の事由につきまして、今回ご審議いただくということになります。

議長 そういうことだそうです。

何かつけ加えることがありますか。

事務局 この書き方で今説明があったのですけれども、備考に書かれているところ、いわゆる要配慮個人情報と定義された「障害」、「病歴・健康診断結果等」、「犯罪等に関する事項」というところのまとめ方のお話かと思うのですけれども、こちらの個人情報取扱事務の台帳という形で、7ページにある変更の届出書、8ページに届出の台帳という形で記載があるかと思いますが、例えば7ページ目を見ていただきますと、事務の名称が上にありまして、中段のところ一般的取扱情報があつて、その下に要配慮個人情報という区分がございます。今回、こちらの事務のほうで要配慮個人情報とおっしゃっている

のが、いわゆるこの信条、人種、犯罪等に関する事項、障害という項目の列挙がありますけれども、その中でいわゆるDVですとか、この利用の申込書に書かれている9番に当たる部分、虐待・DVなどというところがあるのですが、そのプロットする項目が「犯罪等に関する事項」という形でございます、ここに今網かけされていると思いますけれども、この部分に当たる情報を収集しますよという意味合いというように私どもでは受けてございます。

ですので、今回、網かけになっている、7ページの中段、要配慮個人情報の「犯罪等に関する事項」という部分と「障害、病歴・健康診断結果等」というところを審議会のご意見を伺って、収集させていただきたいということであると思います。

議長 その病歴・診断結果等の「等」は、病歴・健康診断的なものに限られているということですね。

事務局 はい。

議長 限定されていると、そう見ればいいのですね。

事務局 そうです。

議長 犯罪も犯罪に限られるということでもいいのですね。

事務局 はい。

先ほど議長にお示しいただいた手引きの123ページのところにもあるのですが、犯罪の経歴や、犯罪の被害をこうむった事実などというものを収集する場合に、この取扱事務台帳上は、「犯罪等に関する事項」という形でまとめているのですけれども、これが個別具体的にどういった内容なのかということになると、今回の事務においてはDVですとか虐待被害に遭った事実であるということでございます。

議長 申込書にある9番目の虐待というのは、「犯罪等に関する事項」のところに入るということですね。

1の就労は要配慮個人情報ではないですよ。

実施機関 就労は、今回のご審議の範疇とは別ではございますが、就労も保育が必要だと判断する理由の一つでございます。

議長 要配慮個人情報に該当するかどうかという問題なのですが。

実施機関 要配慮個人情報ではございません。

議長 ないですよ。

実施機関 はい。

議長 2の求職活動はどうですか。

実施機関 該当しません。

議長 3の妊娠・出産はどうですか。

実施機関 該当しません。

議長 そうなりますと、4の疾病は入りますよね。

実施機関 はい。

議長 それから、5の障害も入りますよね。

実施機関 はい。

議長 6の介護・看護も入りますか。

実施機関 はい。

議長 7の就学はどうですか。

実施機関 就学は含みません。

議長 8の災害復旧は関係ないですよ。

実施機関 関係ないです。

議長 そうすると、9の虐待・DVは「犯罪等に関する事項」に入ってくるということですね。

実施機関 そうです。

議長 すると、これが収集する情報ということで、具体的に言えばそういうことでもいいのですか。

実施機関 そうです。

議長 そういうことだそうですね。

結局、具体的な情報としては、申込書に書いてあること以外はないでしょうから、そのうちの一部が要配慮個人情報に該当するから、そこも収集していいのかということですよ。

実施機関 繰り返しになるかもしれませんが、こちらの申込書の番号が振られております4、5、6、9、この4つの項目に関する情報を、今回の要配慮個人情報として収集させていただくといったお話をさせていただいておまして、真ん中の欄に添付書類という欄があると思いますが、申請する際に、それぞれの番号に伴う必要な添付書類をつけていただくという形で、紙ベースで頂戴するというような流れになっております。

議長 そういうことだそうですね。具体的なイメージがつかめたでしょうか。

いかがでしょうか。新しい制度なのですが、お子さんの預かり保育の補助をするかどうかの判断のため、そういう情報が必要だということなのです。

何かご意見はございますか。よろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、これは公益上必要ということで認めるということにいたします。ご苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（幼児政策課）退室〕

議案第6号 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について

（事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務）

議長 続きまして、議案第6号です。外部提供に関する意見照会ということです。

〔実施機関（子育て支援政策課、児童相談所）入室〕

議長 どうもご苦労さまです。どうぞお座りになってください。

所属先とお名前をおっしゃっていただければと思います。よろしくお祈いします。

実施機関 児童相談所長の薄田と申します。よろしくお祈いいたします。

児童相談所副参事の長澤と申します。よろしくお祈いいたします。

児童相談所企画調整係長の臼井と申します。よろしくお祈いいたします。

子育て支援政策課養護・手当係長の福田と申します。よろしくお祈いいたします。

議長 これは、情報そのものの外部提供は終わっているのですか。

実施機関 外部提供はこれから行うところで、その外部提供をするに当たりまして、本人通知をしないでもよろしいでしょうかという審議をしていただくこととなります。

議長 外部提供は何に基づいて行うのですか。

実施機関 さいたま市の児童相談所から埼玉県福祉部こども安全課へ個人情報の外部提供を行うということで、さいたま市個人情報保護条例の第7条第1項第5号の規定に基づいております。

議長 第1項5号というのは、目的外利用する場合、もしくは実施機関が外部提供する場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるときということ、外部提供をする予定だということですか。

実施機関 はい。

議長 ただ、そうすると、その場合は本人通知をしなければならないから、それを省略したいということを審議するということですね。

実施機関 はい。

議長 そういうことでございますので、どうぞよろしくお祈いします。

では、どうぞご説明ください。

実施機関 それでは、議案第6号 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略（事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務）について説明させていただきます。

事務担当課は、子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課でございますが、実際に

事務を行う児童相談所から説明となりますので、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

昨年におきまして、目黒区にて虐待の末、5歳の女児が死亡するという大変痛ましい事件がございました。児童虐待は、社会全体で対応していかなければならない問題と認識しているところでございます。

本市の児童虐待の相談の受付件数におきましては、10年前である平成20年度は541件でございました。10年後の平成29年度は2,710件と増加の一途をたどっております。その通告経路を見ますと、29年度受付件数の62.6%が警察からの通告であり、警察との連携の強化は推進すべきものと考えております。

審議会資料をごらんください。まず、2ページ目は概要でございます。現状といたしまして、昨年6月15日、さいたま市、埼玉県、埼玉県警察の三者は、「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定」を締結しており、本所が把握した情報のうち、事件の可能性のある事案の情報、児童の安全確認において、埼玉県警察の協力や援助を要する事案等の情報共有をしているところでございます。

この現状に加えまして、埼玉県福祉部こども安全課と埼玉県警察とは、平成30年8月1日より、埼玉県内児童相談所6所プラス1支所の児童虐待情報の全件共有を始めております。本所も連携の重要性は認識しており、新たな取組として6所1支所と同様に埼玉県庁内のネットワークを利用し、埼玉県警察との全件共有を行うものでございます。

3ページ目の2でございます。共有方法でございますが、今後、三者で文書を取り交わす予定でございます。そして、アといたしまして、本所において月に1度、データ抽出を行い、2つ目の丸の情報共有件数に記載しておりますが、全受理件数から警察からの通告、本所の調査の結果、児童虐待でなかったものは除かせていただきます。

イといたしまして、埼玉県福祉部こども安全課へLGWAN回線、総合行政ネットワークを使用しましてデータを送信いたします。

ウといたしまして、埼玉県福祉部こども安全課により、埼玉県警察本部が必要に応じて閲覧できるようにいたします。

実施は、平成31年度3月末を予定しているところでございます。

4ページ目、3、期待される効果でございます。児童相談所と警察が情報共有し、情報を有効に活用することにより、迅速な対応が図られ、虐待の未然防止や事態の深刻化を防ぐことができます。また、夜間・休日など、児童相談所が閉所している時間帯におきましても、過去の通告状況などを警察がすぐに把握することが可能となるといったところでございます。

そして、4といたしまして、個人情報の流れとして図を入れておきましたが、安全な運用が確保されております埼玉県庁内のネットワークを使用します。

5番目といたしまして、個人情報の外部提供でございますが、さいたま市個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定に基づき、さいたま市児童相談所から埼玉県福祉部子ども安全課へ個人情報の外部提供を行います。

6番目としまして、本人通知の省略について、ここでご審議をお願いしたいところでございますが、事務に係る外部提供の対象が年間延べ1万件程度になると見込まれておりまして、個人情報利用対象の保護者へ通知を送付するためには、多大な時間と経費を要します。また、支援を要する家庭に介入していくために、保護者に支援を受け入れさせる関係を築くことが大変重要でございます。虐待を認めさせることが第一の目的ではございません。そのため、外部提供するに当たりまして、保護者への通知は、本所の評価が公開されることと同様であり、本所の本来業務の目的が達成できないおそれがございます。

さらに、全件共有の方法は、埼玉県警察の必要に応じた個別情報の閲覧であり、全データを閲覧するものではございません。また、制度周知として市ホームページに掲載いたします。よって、本人通知を省略したいと考えておりますので、何とぞご審議ほどよろしくお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

何かご質問等はございますか。

保護者へ通知するとおっしゃいましたけれども、本人に対しというのは、本人は誰を指すのですか。

実施機関

本人とは、保護者を指す形になります。

議長

保護者自身が本人ということでもいいわけですね。

実施機関

はい。

議長

子どもの情報は書いてないのですか。そこは大丈夫ですか。

保護者の情報と子どもの情報は違うのではないですか。

実施機関

そうですね。子どもの情報も提供することになります。それと、親がどのような対応していたかというような虐待の内容が含まれる形になります。

議長

親の所得などの情報も出すのですか。

実施機関

いいえ、そこまでは出しません。予定といたしましては、子どもの氏名とそれから生年月日、住所、それから虐待の内容というようなところを考えております。あとは保護者の氏名を提出いたします。

議長

資料のどこに書いてあるのですか。

実施機関 資料3 ページの2、共有方法のアのところでございます。
氏名、住所、生年月日、虐待種別と保護者氏名といったところでございます。

議長 ということだそうです。
どうぞ、何かご意見等はございますか。

青木委員 親の子どもに対する虐待というのは、子どもの年齢によってでしょうけれども、保護者だけに話を聞くというのも難しいところがあるかと思えます。今、おっしゃられたように、子どもの年齢にもよりけりでしょうけれども、子どもは親を愛するために、受けたとしても本当のことはなかなか言いづらいのではないかと思うのです。そのところをどう判断して取り上げるかというのは、ちょっと難しいという気もしますが、どう考えていらっしゃいますか。

実施機関 そのことについてなのですが、面接をするときに、口止めをされているかもしれないということがございますので、口止めされているところをうまく言わせるような技法がございまして、またサインズ・オブ・セーフティなどの技法を使いまして、まず出させるようにいたします。それでも、1回では多分出ないかと思えますので、何回か繰り返して、ある程度、本当の真実が語られるような環境を整えたりして対応をさせていただいているところでございます。

青木委員 もう一つあるのですが、この児童虐待が行われていること自体もなかなか外部からも見えにくいし、近隣からの情報というのもあまりないのではないかと思います。それと、もう一つは、ここで頼りになる綱というのは、やはり児童相談所という機関だと思うのですけれども、家族との対応というのは難しいところがあるでしょうし、近隣の人たちの協力とか、もちろん行政の方たちのすごく熱い熱意で取り組んでくださることが大事だと思うので、児童相談所と行政、それから虐待をしている親とのうまく連携を持っていかないと、過去にいろいろと児童相談所の対応などが出ていますよね。その連携を密にするということが求められると思うので、そのところを踏まえた上で、よりよい効果的な方法を考えたりしてもらえますか。

議長 どうもありがとうございます。
ほかにご意見はございますか。
今まで警察との連携もやっているのでしょうか。

実施機関 やっております。

議長 一応、うまくいっているのですか。

実施機関 いっております。今、現役の警察の方が見えておりまして、重篤な件がございましたら、すぐその場で、電話で警察との連携を図ったり、そのほか訓練を一緒に行って、例えば立入調査ですとか拒否する親御さんのところにどうやったら入れるかというよ

うな訓練なども行ったりしております。

議長 警察に情報が行ったことによって、何か違う形で使われたとか、そういうことはないのでですか。

実施機関 今のところございません。

議長 例えば、家の内情が分かったから、別な件で父親を捕まえに行ってしまったとか、そういうことはないのですか。

実施機関 今のところ、そういったことはございません。

議長 警察からすると、これはちょっと魅力ある情報ですよ。

実施機関 そうですね。ただ、そういったことがないように、例えば昨年度は、情報の共有に関する協定を結びましたので、目的以外では使わないような形になるかと思っておりますので、今のところはございません。

青木委員 今は法律ができ、条例もできているので、昔よりは救われる子どもさんたちもいらっしゃると思うのですが、本当に命にかかわることですし、ずっと将来、虐待は一生心の傷で残るので、一刻も早くそういうことを防止したり見つけたり対応が大事なことだと思っています。

実施機関 ありがとうございます。

議長 これは、何人ぐらいが対象でしたか。

実施機関 約1万人になります。1万人といたしますか、1万件といったほうがいいかもしれません。

議長 対象者は重複する可能性もありますよね。

実施機関 ございます。

岩崎委員 今までもこの連携はずっとやっていたけれども、今回はデータ管理するという意味ですか。

実施機関 データで提出するという形になります。

議長 このことは、ホームページか何かに載せるのでしょうか。

実施機関 こういうことをやっていますということはホームページに載せるのですけれども、データそのものは、県にあるシステムに置かせていただくということです。

議長 そうではなくて、今日の議題は本人通知するかしないかの問題ですよ。ホームページにこういう制度をやるということは説明しますけれども、そのほかはやらないのですか。

実施機関 特に行いません。ホームページ上でこういうことを行っていますと載せるだけでございます。

議長 向こうから何か書類を出してもらうというものとは多少違いますからね。その書類

に書いておいても意味がないですね。

藤巻委員 通告があった児童というのは、虐待のおそれがあると、虐待というように認定という言い方でいいのかは分かりませんが、そのような通告ですよね。ですから、例えばどうも泣き声がするとか、怒鳴る声がするというのは情報提供だから、それは通告ではないということですか。

実施機関 例えば一般の方から連絡がございまして、そこでまず緊急受理会議というものを開きます。その内容が虐待に当たるかどうかといったところで、ほとんどの場合がやはり虐待という認識で、私どもが確認をします。未確認の場合は、48時間以内に確認をしに行くわけなのですけれども、そのような情報が虐待という形になりますので、それを警察に提供するという形になっております。

虐待ではなかったと判断ができたものにつきましては、情報提供は行わず、そこからは除外します。そのような状況でございます。

議長 何か質問ご意見はございますか。

よろしいですか。

こういう事情とその件数、ホームページで一応制度についてご説明するというところで、通知を省略してもよろしいでしょうか。

よろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにいたします。

実施機関 ありがとうございます。

議長 どうもありがとうございました。

〔実施機関（子育て支援政策課、児童相談所）退室〕

報告事項

（１）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項（１）個人情報取扱事務の報告についてご説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長からの本審議会宛での報告でございます。報告資料の（１）をごらんください。1ページ目は、平成31年1月10日付の市長から本審議会宛での報告文書になります。こちらは、平成30年11月1日から12月31日までに届け出がございました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となっております。件数はそれぞれ開始が8件、変更が7件、廃止が6件となっております。なお、各届出書の説明は割愛させ

ていただきますが、それぞれ5ページから26ページに掲載されております。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

先程の議案の資料の一番後ろに台帳が添付されていましたが、この台帳というのは、何かのときにはこういうものが発行されるということでしょうか。届出書ではなくて台帳というものもあるのですね。

事務局 まず、実施機関で新たに個人情報を取り扱う、収集したりする事務を開始する場合は、開始の届出をいただきます。その届け出をいただいたことに基づいて、こちらは台帳という形で様式に整理をしまして管理をしていきます。その後、変更があれば変更届をいただいて、台帳を修正するという形で管理をしていくということになっております。

議長 わかりました。どうもありがとうございました。

3 その他

議長 では、あとは事務局からお願いします。

事務局 ご審議ありがとうございました。

前回の審議会でご審議いただきました権利の濫用請求の取り扱いに関することなのですが、指針を制定いたしまして、庁内に1月15日施行ということで周知をしております。詳しくは配付しました情報公開制度の適正な運用についての通知を資料としてお出ししておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、来年度の当審議会の開催日程をお示しさせていただきました。平成31年度さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催日程表（案）ということで記載しておりますが、奇数月の第4水曜日ということで開催日程を組んでおります。会場につきましては、現在調整中となっておりますので、このような日程でよろしいかというところを検討していただければと思います。よろしくお願いします。

議長 今の時点で何かご都合悪いというのがあればおっしゃっていただいて、あるいは帰って見てからでも結構ですけれども、事務局にいただきたいと思っております。

見ていただいて、もし何かありましたら事務局におっしゃっていただければ結構です。

そのほか何かございますか。

事務局 今回の補足なのですけれども、委員としての任期が来年度の途中で切れる形になっております。任期は、平成31年の10月21日までですから、9月の開催までが今の全員そろった形の開催ということになります。

では次に、最後になりますが、次回の審議会の開催ですが、平成31年3月27日

水曜日になります。午後1時半からを予定しております。会場は、今回と同じになりますので、開催通知につきましては、改めて事務局のほうから送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の皆さん、何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 どうも今日は長い時間ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。